

第21期第20回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月14日（金） 14時00分から14時20分
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知県共済会館 3階 「藤」
- 3 出席委員 林田千秋、島崎 章、西脇亜紀、川村寛二、御処野誠、百田美知（計6名）
欠席委員 筒井一水、大木正行、堀澤 栄、山下慎吾
署名委員 川村寛二、西脇亜紀
県出席者 水産振興部 濱田部長、西山副部長
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事
事務局 木村書記長、占部書記
- 4 審議事項
公聴会
議題 内水面漁場計画の一部変更について
委員会
第1号議案 内水面漁場計画の一部変更について
第2号議案 遊漁規則の一部変更について（嶺北漁業協同組合）

5 議事内容

	（公聴会）
木村書記長	それでは、定刻でございますので、ただ今から、内水面漁場計画の一部変更に関する公聴会を開催いたします。では会長、お願いいたします。
林田会長	皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、何かとご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 本日は、内水面漁場計画の一部変更に関しまして、漁業法第67条第2項に基づき、公聴会を開催いたします。どうかよろしくお願いいたします。 それでは、事務局から、これまでの経緯と、公述の申し出の状況について報告等をお願いします。
占部主幹	それでは、今回の公聴会の経緯について説明させていただきます。 令和6年5月10日に開催しました第19回委員会におきまして、漁業権の変更に係る内水面漁場計画の一部変更に関する公聴会の開催について、ご決定をいただきました。 その後、令和6年5月20日付けで、この漁場計画の一部変更に関する公聴会開催について、開催日時、場所、議題、公述者の受付時間等の公示文を、県庁に掲示又は高知県公報に掲載した他、関係者に通知又は掲示の依頼をいたしました。

なお、公聴会開催についての文書掲示場所は、関係の内水面漁業協同組合、同じく内水面の漁業権が所在する各市町 水産主務課、高知県漁業管理課でございます。

本日午後 1 時 30 分から当会場で公述者の受付を行いました、受付時間の午後 1 時 50 分までに公述者の申し出はございませんでした。

以上報告いたします。

林田会長

ありがとうございました。ただ今事務局から報告がありましたが、公述の申し出がないようでございますので、これで本日の公聴会を終了いたします。

引き続き、内水面漁場管理委員会を開催いたします。事務局、どうぞ。

(委員会)

木村書記長

それでは、ただ今より、第 20 回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

まず、本日、配布させていただいています資料がございます。全国内水面漁場管理委員会連合会の会報をお配りしていますので、後日、ご覧になってください。

それでは、本日の会議ですが、委員定数 10 名の内、出席委員は 6 名で、高知県内水面漁場管理委員会会議規則第 4 条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。

林田会長

それでは、第 20 回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。まず、はじめに水産振興部長さんからあいさつをお願いします。

濱田部長

皆さん、こんにちは。改めまして今年の 4 月 1 日から水産振興部長を拝命しております濱田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第 20 回高知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。皆様方におかれましては、ご多用のところ、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、あゆについては、6 月 1 日に第 2 陣の解禁となりまして、ほとんどの河川で解禁されたものと存じます。今年はあゆの遡上が今ひとつという状況と聞いておりますが、人工種苗を含め、今後の成長に期待したいと思っております。また、県ではあゆの価値を再認識し、地域や観光の振興につなげるあゆ王国高知振興ビジョンの取組を行っており、その中の 1 つの取組としまして、今年は釣り具メーカー主催のあゆ釣り全国決勝大会が仁淀川で開催されることとなっております。県としまして

は全国決勝大会で本県のあゆのPRをしていきたいと思っており、今後、漁場管理委員の皆様にもご協力をお願いすることがあると思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、議案が2件ございます。

第1号議案の「内水面漁場計画の一部変更について」は、令和6年1月16日に調整規則が改正され、調整規則上では県内のあゆの解禁日が5月15日に統一されました。現在、内水面の第五種共同漁業権のあゆ漁業時期が多くの河川で6月1日又は7月1日となっていますので、それを5月15日に変更するために、まず内水面漁場計画を一部変更するもので、先ほどの公聴会を受け、ご審議をいただくものとなっております。

第2号議案は、嶺北漁協の遊漁規則を一部変更することについてです。内容については、支流の友釣り専用区の区域を示す漁業標識を新たに新設するために変更するものとなっております。遊漁規則の変更につきましては、内水面漁場管理委員会のご意見を伺って、知事が認可をすることとなっておりますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

詳細については、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶いたします。どうかよろしくお願いいたします。

林田会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員は、筒井委員、大木委員、堀澤委員、山下委員の4名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、川村委員、西脇委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案「内水面漁場計画の一部変更について」を議題とします。

なお、この件については、前回の第19回委員会の審議を経て、本日、公聴会を開催したところです。では、事務局からの説明を求めます。

占部書記

それでは、第1号議案について「内水面漁場計画の一部変更について」事務局からご説明をさせていただきます。

前回の委員会でご説明をさせていただきましたが、令和6年1月16日に高知県漁業調整規則が改正され、あゆの採捕禁止期間の終期が県内全ての河川で5月15日に変更になりました。それに伴い、第五種共同漁業権に係る内水面漁場計画のうち、あゆの漁業時期の始期が6月1日又は7月1日となっているものについて、始期を5月15日に変更することが必要となっております。そのため、今回、内水面漁場計画の一部を変更し、そして、一部の漁業権を変更することとしております。

内水面漁場計画の一部変更については、5月10日に開催しました第19回高知県内水面漁場管理委員会において、諮問し、公聴会の開催の議決をいただきました。

この議決を受けて、本日開催いたしました公聴会では、公述の申し出はございませんでした。

そして、引き続き、本委員会において、ご審議をお願いすることとなっております。資料については前回から変わっておりません。内容については前回の委員会でご説明をさせていただきましたが、再度繰り返しご説明をさせていただきます。

前回資料の資料1をご用意ください。

7ページの漁業権免許変更に関するフロー図をご覧ください。まず、漁業権を変更するために、漁場計画の変更が必要となります。その漁場計画変更の手続きについては、漁場計画の変更素案を作成し、関係者協議としまして、漁場計画の変更が漁業調整その他公益に支障をおよぼさないように設定されていることを関係機関等へ確認をとっております。

次に、同素案について、インターネット公表による意見公募パブコメを3月29日から4月29日に実施し、その結果、意見はありませんでした。そして、5月10日に、漁場計画の変更案を本委員会に諮問し審議していただきました。さらに、本日、公聴会、委員会の審議を経て答申をいただきましたら、内水面漁場計画の変更を公示することとなります。漁場計画が変更されましたら、次は漁業権の免許変更に係る手続きを行います。免許変更の手続きは、免許変更申請を受付し、免許変更についての委員会への諮問と審議を経て答申されましたら、免許を変更するという流れになります。

4ページをご覧ください。内水面漁場計画の変更について、こちらが新旧となっております。既にあゆ漁業の漁業時期が5月15日からになっている漁業権以外の内共第501号から508号、510号から512号、516号及び517号の計13件について、あゆ漁業の漁業時期の始期を6月1日又は7月1日から全て5月15日に変更します。それ以外の変更はありません。5～6ページが変更後の漁場計画の内容、8から27ページが各漁場計画の区域図、28ページが高知県漁業調整規則上の鮎の解禁日となっております。

2ページの漁場計画の変更についての概要をご覧ください。2の内水面漁場計画の変更に係る手続きの中ほどの今後の予定をご覧ください。本日、公聴会を6月14日に開催し、同日に開催した本委員会において、ご審議をいただきます。そして、委員会の答申が得られましたら、6月中に高知県公報に変更後の漁場計画を掲載する予定です。なお、公報への掲載にあたりましては、内容の変更を伴わないような文言や表現方法

の修正が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

免許変更の手続きですが、免許変更の申請期間は7月5日から8月19日の45日間を予定しております。漁協からの申請受理後、9月頃を目途に当委員会を開催し、審議、答申を経て、令和6年10月1日付けで免許変更を行い、県の公報に掲載する予定です。

最後に、3ページは漁場計画の変更の告示案となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案「内水面漁場計画の一部変更について」は、原案のとおり設定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

それでは続きまして、第2号議案「遊漁規則の一部変更 嶺北漁業協同組合」についてを議題とします。

事務局からの説明を求めます。

占部主幹

それでは、第2号議案について事務局から説明をさせていただきます。資料2の1ページをお願いします。

諮問文を朗読します。6高漁管第221号。高知県内水面漁場管理委員会様。嶺北漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第170条第4項の規定により諮問します。令和6年6月5日。高知県知事 濱田省司。

資料構成をご説明します。まず、2ページが告示案、3から9ページが変更後の遊漁規則、10から12ページが新旧対照表、13ページが区域図と今回の変更点の概要、14ページが変更認可申請書、15ページが漁協の変更理由書となっております。

15ページの変更理由書をご覧ください。嶺北漁協から吉野川支流穴内川のあゆ友釣り専用区の区域を示す境界を明確化するために、遊漁規則を変更したいとの申請がありました。

10ページの新旧対照表をご覧ください。あゆ友釣り専用区とするため

に、支流穴内川の一部区域をしゃびき、しゃくりの解禁を7月1日から9月16日からに限定しており、その区域を示す文言が今回、下線のとおり変更となっております。旧では道の駅大杉前に設置されている漁業標識までの区域となっており、これを旧国道32号入口 大豊トンネル口に設置されている漁業標識境谷川上と対岸の漁業標識とを直線で結んだ線までの区域に変更することとしております。次の11ページをご覧ください。同一区域について、と網、なげ網の解禁も同様に、8月1日から9月16日からに限定しており。その区域を示す文言をしゃびき、しゃくりと同様に変更します。

詳細についてですが、13ページをご覧ください。こちらは支流穴内川のあゆ友釣り専用区を示した区域図とその概要を示した資料となっております。右側をご覧ください。遊漁規則では、この区域のあゆ採捕は徒手採捕、友釣り、すくい網は7月1日から12月31日までで、餌釣り、擬餌釣りは禁止、しゃびき、しゃくり、と網、なげ網は9月16日から12月31日としていますので、7月1日から9月15日までは、徒手採捕、友釣り、すくい網のみが採捕可能となり、一般的にいわれる友釣り専用区となっております。この区域は下流のJR大杉駅前の大杉大橋から、上流の漁業標識までの区域となっておりますが、現在の漁業標識が組合員や遊漁者から分かりにくいとの意見があり、上流側に新しい漁業標識を右岸側と左岸側の両方に設置することとしています。上流側の右岸側の漁業標識については杉の旧国道32号の入口で大豊トンネル口付近に漁業標識を設置する予定です。設置場所は境谷川という穴内川に流れ込んでいいる小さい谷川がその付近にあり、この谷川と穴内川との合流点の上流側に設置します。また、左岸側の対岸にも同様に漁業標識を新たに設置し、右岸側の漁業標識と直線で結んだ線までを上流側の区域とします。

2ページの告示案をご覧ください。最後の(4)の変更後の遊漁規則の施行日をみてください。施行日は令和7年1月1日からで、変更の認可がされましたら、施行日までに嶺北漁協が漁業標識を設置することとしています。

以上で説明を終わります。

なお、答申をいただきましたら、県公報に登載する手続きを進めます。それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任していただきますよう、お願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

ございませんか。

林田会長

ご意見がないようでしたら、
第2号議案「遊漁規則の一部変更 嶺北漁業協同組合について」は、
原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第2号議案は、原案が適当であると、答申
いたします。

それでは、これもちまして第20回高知県内水面漁場管理委員会を閉
会といたします。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第21期第20回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋_____

議事録署名委員 川村 寛二_____

議事録署名委員 西脇 亜紀_____

公 聴 会 次 第

開催日時 令和6年6月14日（金）14：00から

場 所 高知共済会館 3階 「藤」
（高知市本町5丁目3－20）

議 題 内水面漁場計画の一部変更について

- 1 開会
- 2 事務局説明
経緯、公述人の申し出状況報告
- 3 公述人意見陳述
- 4 質疑応答
- 5 閉会

第 21 期第 20 回 高知県内水面漁場管理委員会

会 次 第

日 時：令和 6 年 6 月 14 日（金）公聴会閉会后

場 所：高知共済会館 3 階 藤
（高知市本町 5 丁目 3 - 2 0）

- 1 開 会（事務局）
- 2 挨 拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議題

第 1 号議案 内水面漁場計画の一部変更について

第 2 号議案 遊漁規則の一部変更について（嶺北漁業協同組合）

- 5 閉 会

資料 1

第 2 1 期第 2 0 回高知県内水面漁場管理委員会

第 1 号議案

内水面漁場計画の一部変更について

第 2 1 期第 2 0 回高知県内水面漁場管理委員会

第 2 号議案

遊漁規則の一部変更について（嶺北漁業協同組合）

6 高漁管第 221 号

高知県内水面漁場管理委員会 様

嶺北漁業協同組合から、第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更について認可申請がありましたので、漁業法第 170 条第 4 項の規定により諮問します。

令和 6 年 6 月 5 日

高知県知事 濱田 省司

告 示 (案)

高知県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、
遊漁規則の一部変更を令和6年 月 日に次のとおり認可した。

令和6年 月 日

高知県知事 濱田 省司

嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地

(2) 漁業権の免許番号

内共第510号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中「道の駅大杉前に設置されている漁業
標識」を「旧国道32号入口（大豊トンネル口）に設置されて
いる漁業標識（境谷川上）と対岸の漁業標識とを直線で結ん
だ線」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和7年1月1日

告 示

○遊漁規則の一部変更の認可

(漁業管理課)

嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則

令和5年9月1日 認可

令和6年 月 日 一部変更認可

(目的)

第1条 この規則は、嶺北漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域内において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、こい、あまご及びもくずがにに限る。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場の区域内において、徒手採捕、友釣り、すくい網、えさ釣り、ぎじ釣り、しゃびき、しゃくり、さお漁、金突、は具、ひご釣り、はえ縄、一本づけ、うなぎうえ又はかに籠によって遊漁を行おうとする者は、あらかじめ第5条第1項又は第2項に規定する遊漁料を組合に納付しなければならない。

2 この漁場の区域内において、次の表に掲げる漁具漁法により遊漁を行おうとする者は、あらかじめ当該漁具漁法に関する事項を記載した遊漁承認申請書を組合に提出して、その承認を受けなければならない。

魚種	漁具漁法
あゆ こい あまご	と網 なげ網

3 前項の承認を受けた者は、第5条第3項に規定する特別遊漁料を組合に納付しなければならない。

(遊漁の制限)

第3条 遊漁者は、前条第1項及び第2項に規定する漁具漁法以外の漁具漁法による遊漁を行ってはならない。

(漁具漁法等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁具漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模等でなければ行ってはならない。

漁具漁法	規模等
しゃくり	水中眼鏡を併用し、又は棒じゃくりを使用しないこと。
かに籠	縦、横及び高さを合計した寸法が150センチメートル以下のもので5個以内とすること。
なげ網	長さ20メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。

2. 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	徒手採捕 友釣り すくい網	吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
		吉野川支流の区域	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで
	えさ釣り ぎじ釣り	吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
	しゃびき しゃくり	吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域	6月1日午前5時から12月31日午後5時まで
		吉野川支流の区域。ただし、吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く。	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで。ただし、吉野川支流穴内川の長岡郡大豊町中村大王のJ R大杉駅前の大杉大橋から同町杉の旧国道32号入口（大豊トンネル口）に設置されている漁業標識（境谷川上）と対岸の漁業標識とを直線で結んだ線までの区域、吉野川支流立川川の同町川口の同川と吉野川本流との合流点から同町平瀬の野竹橋までの区域、吉野川支流地藏寺川の土佐郡土佐町中島と同川と吉野川本流との合流点から同町と長岡郡本山町との境界の常磐橋までの区域及び吉野川支流汗見川の同町寺家の同川と吉野川本流との合流点から同町吉野の吉野ぜきまでの区域に限り、9月16日午前5時から12月31日午後5時ま

		でとする。
と網 なげ網	吉野川本流の徳島県及び高知県の県境から吾川郡いの町高藪の高藪えん堤までの区域。ただし、同川の長岡郡大豊町東土居の同川と吉野川支流南小川との合流点から豊永大橋までの区域、同川の同郡本山町の山崎えん堤から下流65メートルまでの区域及び同川の土佐郡土佐町田井の吉田橋から上流の早明浦ダム直下までの区域を除く。	7月15日午前5時から12月31日午後5時まで
	吉野川支流の区域。ただし、吉野川支流立川川の長岡郡大豊町一の瀬の金五郎橋から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く。	8月1日午前5時から12月31日午後5時まで。ただし、吉野川支流穴内川の長岡郡大豊町中村大王のJR大杉駅前の大杉大橋から同町杉の旧国道32号入口（大豊トンネル口）に設置されている漁業標識（境谷川上）と対岸の漁業標識とを直線で結んだ線までの区域、吉野川支流立川川の同町川口の同川と吉野川本流との合流点から同町平瀬の野竹橋までの区域、吉野川支流地藏寺川の土佐郡土佐町中島の同川と吉野川本流との合流点から同町と長岡郡本山町との境界の常磐橋までの区域及び吉野川支流汗見川の同町寺家の同川と吉野川本流との合流点から同町吉野の吉野ぜきまでの区域に限り、9月16日午前5時から12月31日午後5時までとする。

うなぎ	すくい網 さお漁 金突 は具 ひご釣り はえ縄 一本づけ うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の全区域	4月1日から9月30日まで。ただし、金突によるものに限り、8月1日午前5時から9月30日午後5時30分までとする。
こい	すくい網 さお漁 金突 と網 なげ網		1月1日から12月31日まで。ただし、金突によるものに限り、8月1日午前5時から10月15日午後5時30分までとする。
あまご	しゃくり	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	7月1日から8月31日まで
	さお漁 (しゃくりを除く。)	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域及び吉野川本流の徳島県と高知県との県境から早明浦ダムえん堤までの区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	3月1日から8月31日まで
		吉野川本流の徳島県と高知県との県境から早明浦ダムえん堤までの区域	3月1日から9月30日まで
	すくい網 と網 なげ網	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域、吉野川支流立川川の大豊町一の瀬の金五郎橋から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く第五	3月1日から8月31日まで

		種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	
もくずがに	徒手採捕 かに籠	第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の全区域	8月1日から11月30日まで

(遊漁料の額及び納付の方法等)

第5条 第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合で、嶺北漁業協同組合事務所（長岡郡本山町本山530番地）又は組合が指定する場所において納付するときの遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額に2,000円以内で組合が別に定める額を加算して得た額とする。

魚種	漁具漁法	1日遊漁料	1年遊漁料
あゆ	徒手採捕 友釣り すくい網 えさ釣り ぎじ釣り しゃびき しゃくり	3,000円（15人以上の参加者が 確実にであると見込まれる 行事等を主催する団体の代 表者若しくは個人からの申 請に基づき組合が特に承認 したもの（組合が自ら実施す る行事等を含む。）に参加す る者又は女性にあっては、 2,000円）	8,000円（女性にあっては、 5,000円）
うなぎ	すくい網 さお漁 金突 は具 ひご釣り はえ縄 一本づけ うなぎうえ		
こい	すくい網 さお漁 金突		
あまご	すくい網 しゃくり さお漁		
もくずがに	徒手採捕 かに籠		

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者に係る遊漁料の額は、同表の右欄に掲げると

おりとする。

遊漁者	遊漁料
中学生以下の者 身体障害者で組合が特に承認したもの	無料

3 第2条第2項に規定する漁具漁法による遊漁を行う場合の特別遊漁料の額は、次の表に定めるとおりとする。

魚種	漁具漁法	特別遊漁料（1日）	特別遊漁料（1年）
あゆ こい あまご	と網 なげ網	6,000円	10,000円

4 前項に規定する特別遊漁料は、嶺北漁業協同組合事務所（長岡郡本山町本山530番地）において納付しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず、第3項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁を行うことができる。

6 第1項又は第3項に規定する遊漁料又は特別遊漁料の1年とは、1月1日から12月31日までとする。

（遊漁承認証の交付等）

第6条 組合は、第2条第1項若しくは第3項の規定により遊漁料若しくは特別遊漁料の納付を受けたとき又は特別の理由により同条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について承認したときは、当該遊漁者に遊漁承認証を交付するものとする。

2 組合は、第2条第1項に規定する漁具漁法による遊漁について、高知県内水面漁業協同組合連合会に遊漁承認証の発行に係る権限の一部を委任することができる。

3 遊漁者は、遊漁を行うときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。

4 遊漁者は、漁場監視員から要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

5 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第7条 遊漁者は、相互に適当な距離を保つ等他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、この規則を励行するため必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着けるものとする。

（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又

は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合においては、当該遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。

附 則

- 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

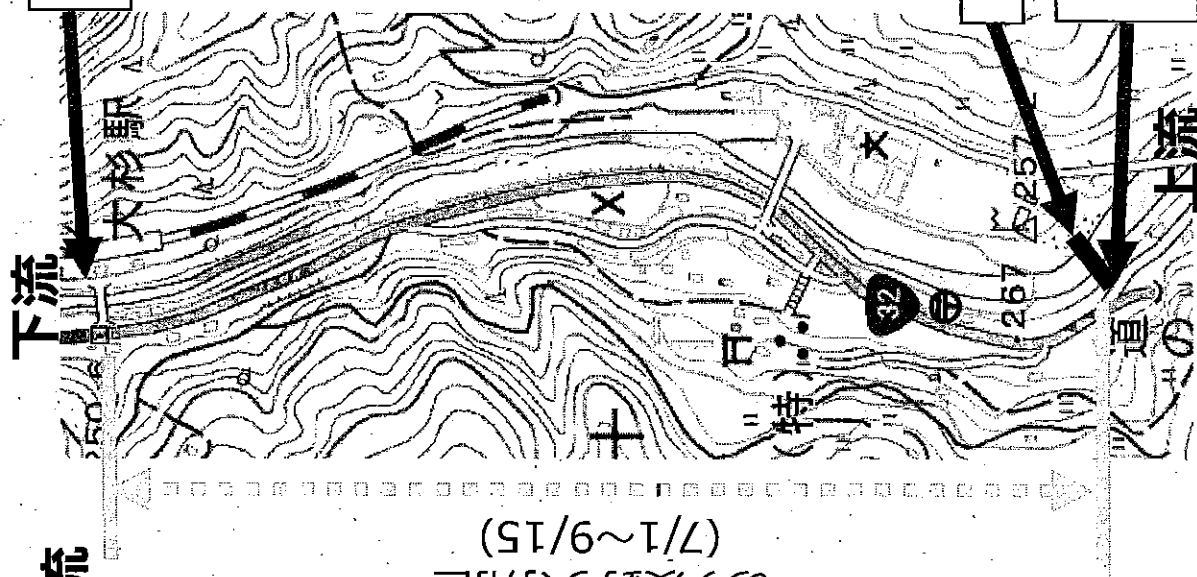
新					旧				
第 1 ～ 3 条 [略] 第 4 条 [略] 1 [略] 2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内で行ってはならない。					第 1 ～ 3 条 [略] 第 4 条 [略] 1 [略] 2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる漁具漁法により、同表のウ欄に掲げる区域内及び同表のエ欄に掲げる期間内で行ってはならない。				
ア 魚種	イ 漁具 漁法	ウ 区域	エ 期間		ア 魚種	イ 漁具 漁法	ウ 区域	エ 期間	
あゆ	徒手採捕 友釣り すくい網	[略]	[略]		あゆ	徒手採捕 友釣り すくい網	[略]	[略]	
	えさ釣り ぎじ釣り	[略]	[略]			えさ釣り ぎじ釣り	[略]	[略]	
	しゃびぎ しゃぐり	[略]	[略]			しゃびぎ しゃぐり	[略]	[略]	
		吉野川支流の区域。ただし、吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流 100 メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く。	7月1日午前5時から12月31日午後5時まで。ただし、吉野川支流穴内川の長岡郡大豊町中村大王の J R 大杉駅前の大杉大橋から同町杉の道の駅大杉前に設置されている漁業標識までの区域、吉野川支流立川川の同町川口の同川と吉野川本流との合流点から同町平瀬の野竹橋までの区域、吉野川支流地藏寺川の土佐郡土佐町中島の同川と吉野川本流						

新		と網 なげ網	〔略〕	域、吉野川支流地藏寺川の 土佐郡土佐町中島の同川と 吉野川本流との合流点から 同町と長岡郡本山町との境 界の常磐橋までの区域及び 吉野川支流汗見川の同町寺 家の同川と吉野川本流との 合流点から同町吉野の吉野 せきまでの区域に限り、9月 16日午前5時から12月31日 午後5時までとする。
旧		と網 なげ網	〔略〕	との合流点から同町と長岡 郡本山町との境界の常磐橋 までの区域及び吉野川支流 汗見川の同町寺家の同川と 吉野川本流との合流点から 同町吉野の吉野せきまでの 区域に限り、9月16日午前 5時から12月31日午後5時 までとする。
新		と網 なげ網	〔略〕	吉野川支流の区 域。ただし、吉野 川支流立川川の 長岡郡大豊町一 の瀬の金五郎橋 から上流の区域 及び吉野川支流 地藏寺川支流穴 郷川の土佐郡土 佐町東石原のこ うさき橋の上流 100メートルに 設置されている かんがい用取水 せきから上流の 区域を除く。
旧		と網 なげ網	〔略〕	8月1日午前5時から12月 31日午後5時まで。ただし、 吉野川支流穴内川の長岡郡 大豊町中村大王のJ R大杉 駅前の大杉大橋から同町杉 の旧国道32号入口(大豊トン ネルロ)に設置されている漁 業標識(境谷川上)と対岸の 漁業標識とを直線で結んだ 線までの区域、吉野川支流立 川川の同町川口の同川と吉 野川本流との合流点から同 町平瀬の野竹橋までの区域、 吉野川支流地藏寺川の土佐 郡土佐町中島の同川と吉野 川本流との合流点から同町 と長岡郡本山町との境界の

新				旧			
常磐橋までの区域及び吉野川支流汗見川の同町寺家の同川と吉野川本流との合流点から同町吉野の吉野ぜきまでの区域に限り、9月16日午前5時から12月31日午後5時までとする。				吉野川本流との合流点から同町吉野の吉野ぜきまでの区域に限り、9月16日午前5時から12月31日午後5時までとする。			
うなぎ	[略]	[略]	[略]	うなぎ	[略]	[略]	[略]
こい	[略]	[略]	[略]	こい	[略]	[略]	[略]
あまご	[略]	[略]	[略]	あまご	[略]	[略]	[略]
もくずがに	[略]	[略]	[略]	もくずがに	[略]	[略]	[略]
第5～9条 [略]				第5～9条 [略]			
附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。				附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に従前の規則の規定により交付された遊漁承認証は、その有効期間に限り、第6条第1項の規定により交付された遊漁承認証とみなす。			
附 則 1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。							

吉野川支流 穴内川

あゆ友釣り専用区
(7/1～9/15)



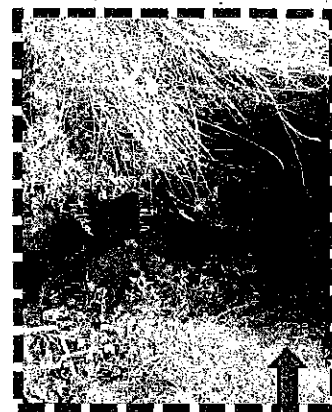
あゆ友釣り専用区
(7/1～9/15)

専用区の上流側の境界線の明確化
※漁業標識は嶺北漁協が新設する予定

あゆの漁具漁法の制限

- ・徒手採捕、友釣り、すくい網 (7/1～12/31)
- ・えさ釣り、ぎじ釣り (支流は禁止)
- ・しゃびき、しゃくり
(この区域に限り、9/16～12/31)
- ・と網、なげ網
(この区域に限り、9/16～12/31)

境谷川
(穴内川に流れ込んで
いる小さい谷川)
と穴内川との合流地
点より上流側に漁業
標識を設置



対岸の漁業標識

杉の旧国道32号の入口(大豊
トンネル口)に設置されている
漁業標識(境谷川上)



6 嶺漁発第 13 号
令和 6 年 4 月 19 日

高知県知事 濱田 省司 様

高知県長岡郡本山町本山 530
嶺北漁業協同組合
代表理事組合長 細川世津男



漁業権遊漁規則変更認可申請書

内共第 510 号第五種共同漁業権について、別添のように嶺北漁業協同組合内共第 510 号共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添え認可を申請します。

添 付 書 類

- 1、 変 更 理 由 書
- 2、 遊漁規則改正表 (案)
- 3、 総 代 会 議 事 録

嶺北漁業協同組合 内共第 510 号第五種共同漁業権遊漁規則改正の件

遊漁規則変更の理由

変更理由

吉野川支流の穴内川の友釣り専用区間表示の境界を明確にするため、その表現を修正するものである。

※ 今総代会に別表のとおり提案し、承認されましたので、諸手続が完了すれば令和 7 年 1 月 1 日より運用する計画です。

